

子どもの広場管理の手引き



平成29年4月

相模原市

こども・若者支援課

目 次

1	子どもの広場管理の手引きについて	1
2	子どもの広場について	2
3	子どもの広場の施設賠償責任保険について	3
4	子どもの広場の助成制度について	5
5	子どもの広場の遊具設備等点検について	7
6	子どもの広場関連要綱	8
	(1)相模原市子どもの広場設置要綱	8
	・子どもの広場管理要領	1 1
	(2) 相模原市子どもの広場整備等補助金交付要綱	1 2



1 子どもの広場管理の手引きについて

1. 目的

この手引きは、子どもの広場を適正に管理・運営していただくために、子どもの広場の仕組み、施設賠償責任保険、助成制度及び関連する要綱をまとめたものです。

2. 主な内容

(1) 子どもの広場について

子どもの広場の仕組みを解説しています。

(2) 子どもの広場の施設賠償責任保険について

施設賠償責任保険についての内容及び手続きを解説しています。

(3) 子どもの広場の助成制度について

市が実施している子どもの広場の助成制度を紹介しています。

(4) 子どもの広場の遊具設備等点検について

管理団体で行う毎月の点検とは別に、専門業者による遊具等の定期点検の概要を紹介しています。

(5) 子どもの広場関連要綱

子どもの広場に関する2つの「要綱」を掲載しています。



2 子どもの広場について

(1) 子どもの広場の成り立ち

「子どもの広場」とは、昭和51年度に、それまでの「こどものあそびば」(市が土地を無償で借り上げ自治会等の協力を得て整備管理)と「民有児童遊園」(自治会等が土地を無償で借り自らの力で設置管理。市が整備費を補助)の2つを一本化して制度化したものです。自治会等の管理のもと、地域の子どもたちが健やかな体と明るいい心を養うための安全な遊び場として、設置されています。

(2) 子どもの広場の管理について

市は子どもの広場の管理団体と管理確約書を締結しています。これにより、子どもの広場の管理については管理団体(主に自治会)が主体となって行われています。市は整備費補助や砂の支給、施設賠償責任保険に加入するなどして運営をサポートしています。

「子どもの広場設置要綱に基づき設置した子どもの広場の管理は、地域の自治会・子ども会等管理者が責任をもって行い、これに要する経費もすべて負担する。」(管理確約書条文より抜粋)

(3) 類似する広場との違い

子どもの広場と類似する広場としては、公園やふれあい広場、児童遊園などがありますが、それぞれ管理課や制度に違いがあります。

	担当課	管理者(責任者)
公園	公園課、津久井環境課	市
ふれあい広場	市民協働推進課	市
児童遊園	こども・若者支援課	市
子どもの広場	こども・若者支援課	自治会等

日常的な清掃などは、街美化アダプト制度を活用。

3 子どもの広場の施設賠償責任保険について

(1) 概要

子どもの広場における事故に備えて、相模原市では子どもの広場施設賠償責任保険に加入しています。契約等は相模原市で一括して行っており、管理団体の費用負担はありませんが、子どもの広場で事故が起きた際には受傷者への対応やこども・若者支援課への連絡等をお願いします。

(2) 契約内容

- | |
|-------------------------------------|
| ・保険契約者：相模原市 |
| ・被保険者：子どもの広場管理団体 受傷者等との対応をお願いいたします。 |

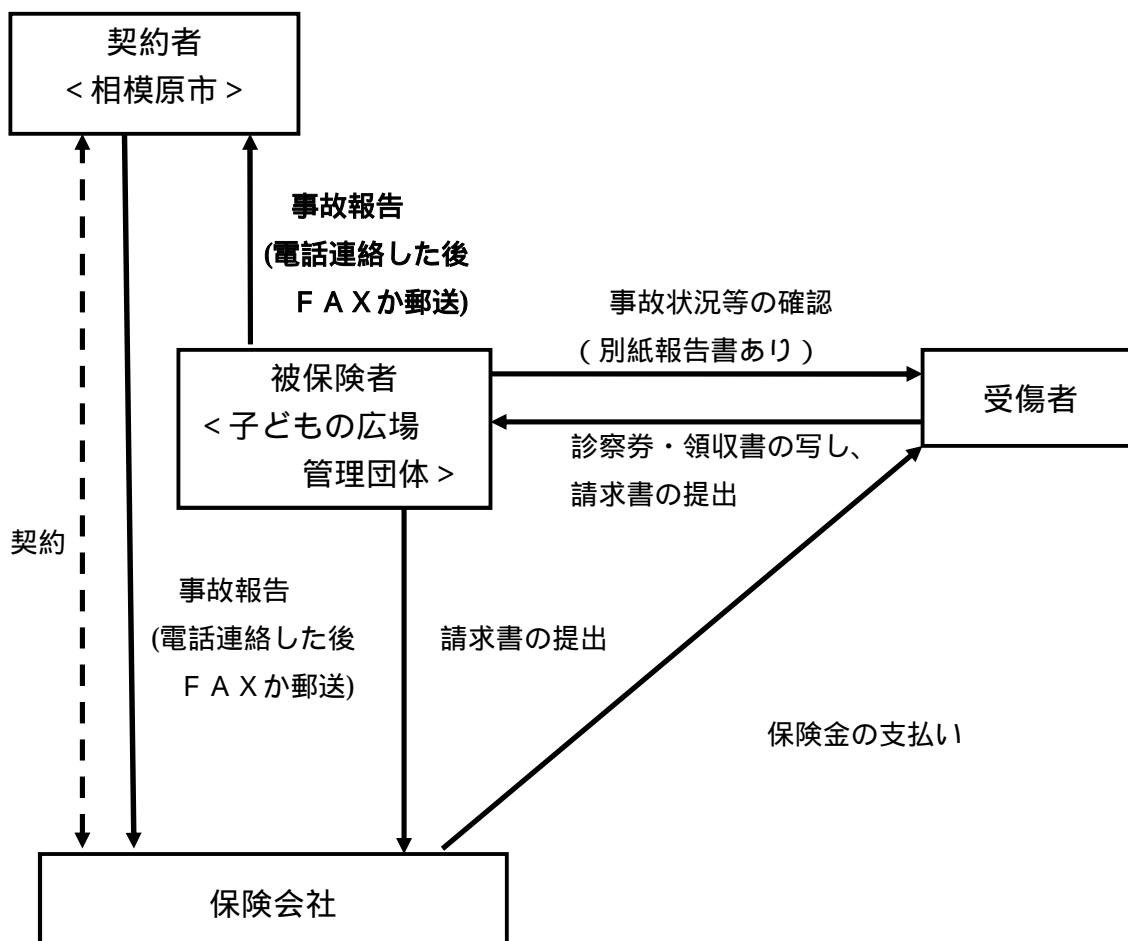
(3) 補償内容

- | | |
|-----------|--------------|
| ・対人 1名につき | 1億円(免責 0円) |
| 1事故につき | 5億円(免責 0円) |
| ・対物 | 300万円(免責 0円) |

(4) 管理団体の対応

受傷者に対して	・事故状況等を確認し、事故報告書を作成してください。 ・治療完了後、診察券、領収書の写し、請求書をもってください。
保険会社に対して	・傷害者の請求書関係書類を提出してください。
市に対して	・事故報告について連絡し、報告書を提出してください。 ・全ての手続きが完了した後、結果を報告してください。

(5) 保険金支払いまでの流れ



4 子どもの広場の助成制度について

(1) 砂の補充

砂の種類

荒目砂(広場用の砂)

細目砂(砂場用の砂)

支給限度

年度1回、10 m³ (2 tトラック5台分)まで

(目安として、広場面積100 m²当たり1 m³程度。)

搬入希望日の概ね3日前までに、こども・若者支援課に連絡してください。

砂を搬入するには確認のための立会いが必要です。

砂ならし、整地等は管理団体でお願いします。

(2) 整備費の補助

補助内容

補助対象

機械導入による整地

遊具の設置、修理及び撤去

設備の設置、修理及び撤去(看板・外柵・防球ネット・便所・水飲み場など)

高木の剪定など

補助率

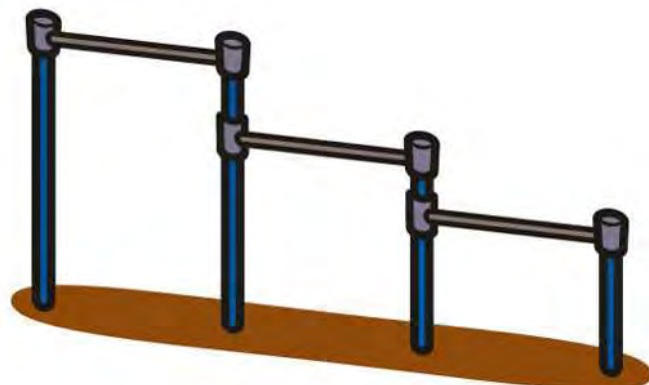
必要経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)

補助限度額

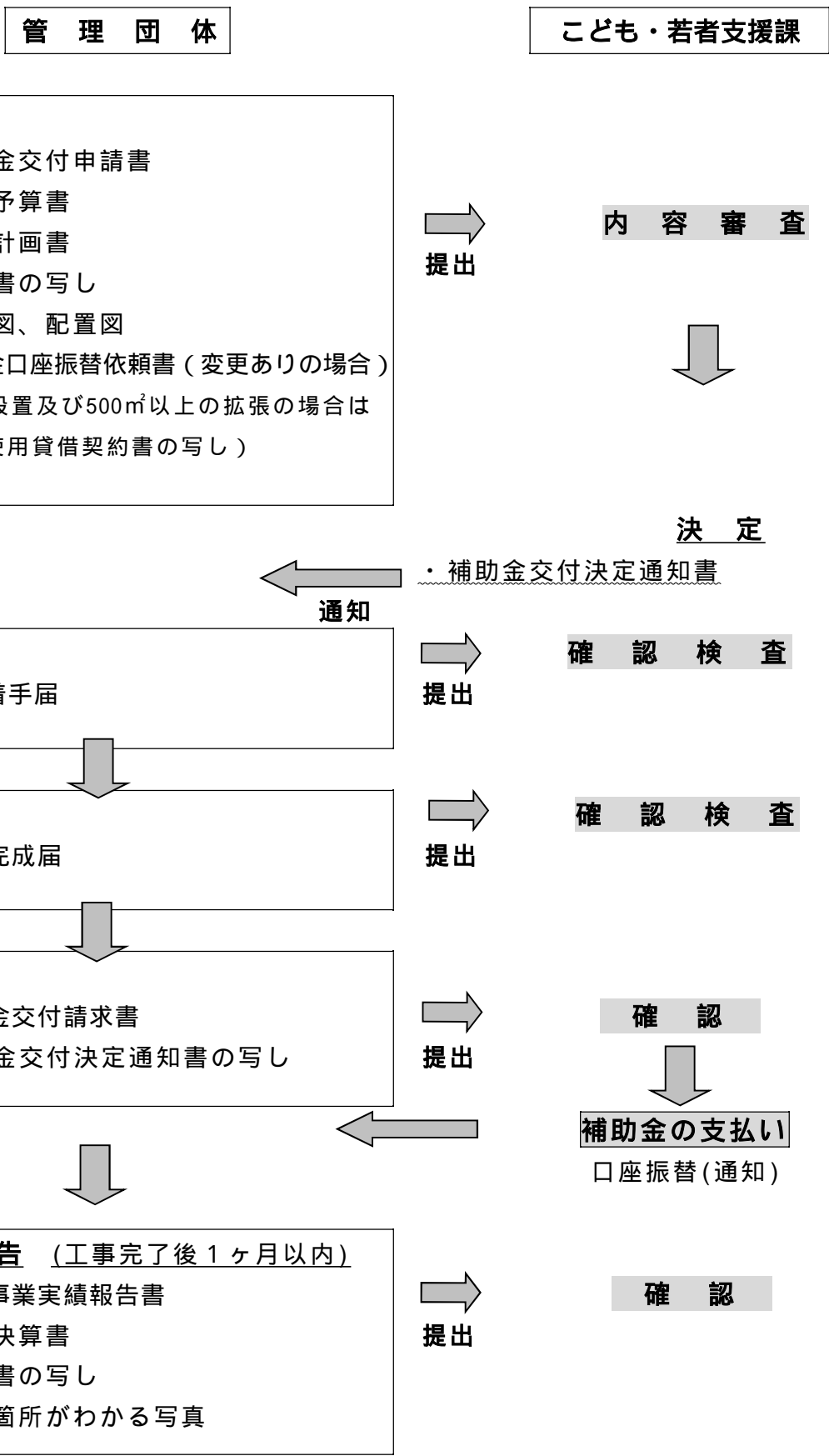
30万円(平成23年4月1日から)

1つの子どもの広場について、1年度1回のみ

整備の実施が決まりましたら、事前にこども・若者支援課にご相談をいただき、所定用紙に見積書等を添えて提出してください。



補助金申請の流れ



補助金の申請から交付まで概ね1ヶ月から1ヶ月半程度かかります。

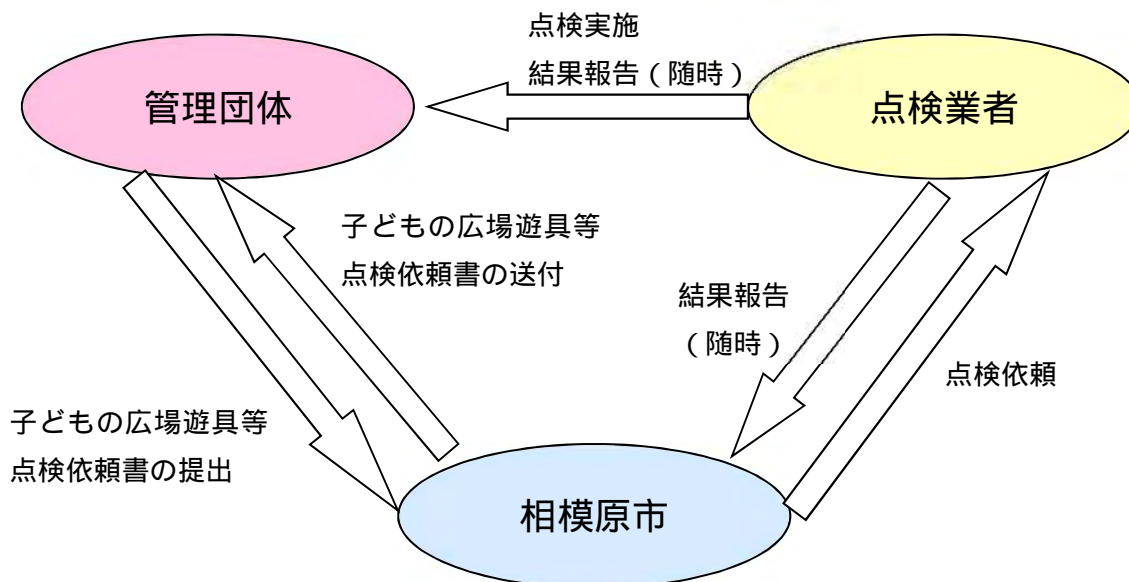
5 子どもの広場の遊具設備等点検について

(1) 概要

子どもの広場の遊具や設備の日常点検については、管理確約書において管理団体が行うようになっていますが、遊具や防球ネットなどの設備の老朽化を的確に見抜くのは非常に困難であるのが現状です。

そこで相模原市では、子どもの広場のさらなる安全性を維持していくことを目的に、平成23年度から管理団体から依頼を受けた子どもの広場の遊具や設備に対して、専門業者による定期点検を実施します。この結果を元に、危険と判断された遊具や設備については、管理団体において修繕などによる改善を図ってください。

(2) 定期点検の流れ



(3) 注意事項

子どもの広場に関連しない設備については点検の対象外です。

市で実施するのは点検のみになります。修繕などは管理団体で行ってください。

6 子どもの広場関連要綱

(1) 相模原市子どもの広場設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の子どもたちが健やかなからだと明るい心を養うための安全な遊び場として、子どもの広場の設置促進と内容の充実を図ることを目的とする。

(設置基準)

第2条 子どもの広場とは、自治会又は青少年を育成する団体等(以下「自治会等」という。)が設置し、小・中学生を中心として多目的に利用できる広場で、次に掲げる条件を満たすものをいう。

- (1) 面積は1か所につき、おおむね500平方メートル以上4,000平方メートル以下であること。
- (2) 土地所有者から3年以上無償で子どもの広場としての用に供される見込みであること。
- (3) 既設の子どもの広場から、原則として100メートル以上離れていること。
- (4) 公衆用道路に接していること。
- (5) 別に定める看板及び外柵のほか、必要に応じて遊具、防球ネット等を備えること。
- (6) 隣接する家屋及び耕作地に迷惑を及ぼさないよう管理できる広場であること。
- (7) 農業振興地域内でないこと。
- (8) 子どもの安全を確保できる場所であること。

(設置の申請)

第3条 子どもの広場を設置しようとするものは、子どもの広場設置申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置予定図
- (3) 土地の登記事項証明書

(設置の通知)

第4条 市長は、前条の申請書に基づく書類審査及び現地調査の結果、子どもの広場として設置することが適当であると認めるときは、前条の規定により申請したものに子どもの広場設置通知書により通知するものとする。

(土地の使用貸借契約等)

第5条 子どもの広場設置の通知を受けたもの(以下「自治会等」という。)は、次のいずれかの方法で土地所有者又は市と契約を締結するものとする。

- (1) 土地所有者と自治会等が土地使用貸借契約を締結する方法。
- (2) 土地所有者と市が土地使用貸借契約を締結し、市が自治会等と管理確約書を締結する方法。
- (3) 土地所有者の市に対する当該土地の使用許可等に基づき、市が自治会等と管理確約書を締結する方法。(子どもの広場の設置に係る土地が国又は県の所有する土地である場合に限る。)

(整備)

第 6 条 自治会等は、子どもの広場として必要な整備を前条に規定する契約の締結後 3 月以内に行わなければならない。

2 自治会等は、子どもの広場の整備が完了したときは、速やかに子どもの広場完成届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 土地使用貸借契約書の写し

(2) 管理確約書

(3) 配置図

(登録)

第 7 条 市長は、前条第 2 項の完成届に基づく書類審査及び現地調査の結果、子どもの広場として登録することが適当であると認めるときは、自治会等に子どもの広場登録通知書により通知し、子どもの広場登録台帳に登録するものとする。

(管理)

第 8 条 自治会等は、子どもの広場の管理を、別に定める管理要領に基づき適正に管理しなければならない。

(原形変更)

第 9 条 自治会等は、子どもの広場の拡張又は縮小をしようとするときは、土地所有者の承諾を得て、あらかじめ子どもの広場原形変更届を市長に提出しなければならない。

2 前項の工事に要する経費は、すべて自治会等の負担とする。

3 市長は、自治会等が子どもの広場の設備の新設、移動、増設又は撤去をするときは、子どもの広場原形変更届の提出を求めることができる。この場合において、自治会等は、土地所有者の承諾を得なければならない。

(廃止)

第 10 条 自治会等は、子どもの広場を廃止しようとするときは、市長に対し次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 第 5 条第 1 号の規定により設置された子どもの広場の廃止 土地所有者との連名による子どもの広場廃止届の提出

(2) 第 5 条第 2 号の規定により設置された子どもの広場の廃止 土地所有者の土地使用貸借契約解約申出書及び子どもの広場廃止届の提出

(3) 第 5 条第 3 号の規定により設置された子どもの広場の廃止 子どもの広場廃止届の提出

(原状回復等)

第 11 条 自治会等は、子どもの広場を廃止しようとするときは、市長に対し次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる行為をしなければならない。

(1) 第 5 条第 1 号の規定により設置された子どもの広場の廃止 土地の原状復帰 (当該子どもの広場に係る土地の使用貸借契約において別の定めがあるときは、この限りではない。)

(2) 第 5 条第 2 号及び第 3 号の規定により設置された子どもの広場の廃止 土地の工作物の撤去

2 前項の場合において、行為に要する経費は、すべて自治会等の負担とし、自治会等は市及び土地所有者に対して代替地、移転費用等の請求をすることができない。

(立入調査)

第12条 市長は、子どもの広場の管理及び使用状況について、必要に応じて自治会等に報告を求め、又は現地調査等を実施し、必要な指示をすることができる。

(登録の取消し)

第13条 市長は、別に定める要領に適した管理をしていない場合、子どもの広場の登録を取り消すことができる。

(補助金等の交付)

第14条 市長は、自治会等が子どもの広場を設置するとき又は登録された子どもの広場の整備をするときは、相模原市子どもの広場設置費・整備費補助金交付要綱(12年4月1日施行)に基づく補助金を当該自治会等に交付することができる。

2 市長は、登録された子どもの広場に対し、当該年度内につき10立方メートルを限度として、敷砂の給付をすることができる。

(市税の減免)

第15条 登録された子どもの広場の土地所有者は、その用に供し始めた日以後の納期に係る固定資産税及び都市計画税の減免を受けることができる。この場合において、土地所有者は市税減免申請書を市長に提出しなければならない。

(経過措置)

第16条 昭和53年3月31日以前に設置された子どもの広場においては、第2条第1号及び第3号に規定する設置基準は適用しないものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

・子どもの広場管理要領

相模原市子どもの広場設置要綱に基づき設置した子どもの広場の管理は、地域の自治会・子ども会等管理者(以下「管理者」という。)が責任をもって行い、これに要する経費は、すべて管理者の負担とする。

管理の内容は次に掲げるとおりとする。

- 1 清掃、草刈り、危険物の除去等を定期的に行うこと。
- 2 外柵、遊具等の設備は定期的に点検を行い、修理を要するときは速やかに行うこと。
- 3 次の各号に掲げる用件のいずれも満たした子どもの広場表示用の看板を設けること。
(1) 大きさがたて60センチメートル以上、横90センチメートル以上であること。
(2) 子どもの広場の名称、管理者の名称及び連絡先が明記してあること。

例



- 4 事故防止のため、自動車やオートバイの乗入れは禁止すること。
- 5 隣接する家屋、耕作地等に迷惑を及ぼした場合、速やかに適切な処置を取ること。
- 6 前各項に掲げるもののほか、子どもの広場を良好な状態で維持管理すること。

(2) 相模原市子どもの広場整備等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、相模原市子どもの広場設置要綱(平成 1 2 年 4 月 1 日施行。以下「設置要綱」という。)に基づき、住民の組織する自治会及びこれに類するもの(以下「自治会等」という。)が行う子どもの広場の整備事業に対して、その費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和 4 5 年相模原市規則第 2 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱による補助対象事業は、設置要綱第 4 条の規定により設置することが適当であると認められたもの、又は第 7 条の規定により子どもの広場登録台帳に登録されたものに係る整備事業とする。

2 前項の整備事業は、次のとおりとする。

- (1) 機械を導入した整地
- (2) 遊具、外柵、又は防球ネットの設置、修理、又は撤去
- (3) 市長が必要と認めるもの

(補助率と補助金額)

第 3 条 この要綱による補助の金額は、前条に規定する補助対象事業に係る経費の額に 2 分の 1 を乗じて算出した額とする。ただし、算定した額が 3 0 0 , 0 0 0 円を超えたときは 3 0 0 , 0 0 0 円とする。

2 前項の規定により算定した補助金額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第 4 条 この要綱による補助金の交付は、同一年度において 1 子どもの広場につき 1 回限りとする。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(第 2 号様式)
- (3) 整備事業に係る見積書の写し
- (4) 設置要綱第 7 条に規定する登録が終了していないときは、設置要綱第 4 条に規定する子どもの広場設置通知書の写し、及び土地所有者との土地使用貸借契約書又は土地使用承諾書

(着手届及び完成届)

第 6 条 自治会等は、補助事業に係る工事等に着手したときは事業着手届(第 3 号様式)を、当該工事等が完了したときは事業完成届(第 4 号様式)を、それぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 7 条 第 4 条の規定により補助金交付決定通知を受けた自治会等は、補助事業に係る工事等が完了した後、補助金交付請求書(第 5 号様式)に補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金を受けた自治会等は、工事等完了後1月以内に、補助事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し

(3) 整備箇所がわかる写真

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。